

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和6年度)

作成日 2024/10/25

最終更新日 2024/10/25

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2024年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人豊橋技術科学大学
法人の長の氏名	更新あり	学長代行 若原昭浩
問い合わせ先		監査室(0532-44-6540 E-Mail:kansa@office.tut.ac.jp)
URL		https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/governance-code.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>【確認の方法】</p> <p>○2024年6月28日開催の2024年度第2回経営協議会において、令和6年度ガバナンス・コード全原則に係る対応進捗状況の確認及び令和6年度ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書への意見聴取を含んだ作成スケジュールの確認を行った。</p> <p>○2024年8月19日に経営協議会委員に文書によるガバナンス・コードへの全適合状況の確認及び報告書素案に対して意見照会を行った。</p> <p>○2024年10月3日に経営協議会委員及び監事等からの意見等を踏まえて修正したガバナンス・コードへの全適合状況及び報告書案について、経営協議会委員に報告（確認含む。）</p> <p>○2024年10月8日開催の監事が陪席する役員会において、報告書案の審議を経て、学長が決定し、10月25日に公表。</p> <p>【経営協議会委員からの総評等】</p> <p>○全体としては、各項目について、豊橋技科大の基本経営方針が、数値的な記載を含めて明示されて、わかり易くなっている。特に、これまでに達成できたこと、今後の改善方針なども、数値を含めて表現されていて、大学が今後進む方向性や課題なども明記されていることは評価できる。</p> <p>○各原則について、それぞれ十分的確かつ積極的に対応されていると考えます。各原則等に対する取組の記載についても、令和5～6年度における新たな取り組みが適切に盛り込まれており、修正すべき点等の意見はありません。</p> <p>○ガバナンス・コード全体の状況はよく整っており問題ないと考える。また、その実施状況においても適正に実施されていると認識している。</p> <p>○指摘点はありません。</p> <p>○特に問題等はないと考えます。</p>

【経営協議会委員からの各原則等の対応状況に対する意見及び当該意見に対する大学の対応状況等】 * 公表原則事項以外含む。

【各原則全体】

○原則等の事項についても、その意義・意味内容が明記されている。これらの原則を踏まえた対応状況や実施内容の説明などは、大学の現状の理解に資するものとなっていて、問題ない。今後も大学の発展に向けた取り組みをしっかりと進められることを期待したい。

○修正等の意見はありません。

○特に問題等はないと考えます。

【原則 1 - 2】

○特命理事及び特任理事について、少し注釈を加えられると良い。

※特命理事や特任理事について、その導入の必要性や意義、通常の理事と何が違うのか、一見わかりにくい。後で出てくる規則などには記載があるものの、特にこの役職を設けることが意味や従来の理事や副学長では、不十分である点が、必ずしも読み取れない難点もある。

<大学の対応状況>

・ご意見を踏まえて、特命理事及び特任理事について、注釈を入れました。

【補充原則 1 - 3 ③】

○ダイバーシティを含めた総合的な人事方針に沿って、具体の数値目標が記載されています。目標未達成事項に関しては原因の分析、既達成事項に関しては目標値の見直しの要否を含む検討を期待します。

<大学の対応状況>

・ご意見を踏まえ、関係者で現状を把握及び分析状況を共有し、目標値の見直し等も含めて対応していきます。

【原則 1 - 4】

○「副学長及び学長特別補佐の選任に当たっては、…、国籍を問わず人選すること…を掲げています」とあるが、性別、国籍を問わない人選がされているのであれば、その結果を記述した方が良い。

<大学の対応状況>

・ご意見を踏まえ、人選状況を追記しました。

		<p>【補充原則 2-1-2③】 ○情報発信の分析状況は丁寧に記載されていると思います。国立大学一般のことになりますが、国民に対する情報発信が課題となっていますので、対応状況に記載されているとおり、引き続き分析の上、取組を充実されることを期待しています。</p> <p><大学の対応状況> ・引き続き、情報発信の効果の検証方法の一つとして、これらの実績を積み重ね、分析していくこととします。</p> <p>【原則 1-1, 補充原則 1-3③, 補充原則 1-3④, 補充原則 1-3⑥, 原則 3-3-2, 補充原則 3-4-2②等】 ○意味をより明確にした方がよいと思われる箇所、和暦と西暦が混在していて読みづらい箇所、読み取りづらい箇所等があります。</p> <p><大学の対応状況> ・上記に掲げる箇所を確認し、修正等見直しました。</p>
<p>監事による確認</p>	<p>更新あり</p>	<p>【監事からの総評等】 ○全体として適切であると判断しています。 ただし、年度を追うごとに説明文の分量が概して増える傾向が見られますので、社会の目線で端的で分かりやすい表現や分量を今後検討していくことが必要であると考えます。</p> <p><大学の対応状況> ・社会の目線で端的で分かりやすい表現や分量に次年度以降、見直しをしていきます。</p> <p>【監事からの各原則等の対応状況に対する意見及び当該意見に対する大学の対応状況等】 *公表原則事項以外含む。</p> <p>【各原則全体】 ○この間の学長と監事 1 名の相次ぐ急逝という非常事態にもかかわらず、法人としてのガバナンスの維持へのご対応（原則 2-1-2 などにかかる「一致団結」）には、心から敬意を表したいと思います。全体として適切であると判断しています。</p> <p>【原則 2-1-2, 補充原則 2-1-2①, 原則 3-1-1 他】 ○「筆頭理事」という表記は規定等で定められているのでしょうか。</p> <p><大学の対応> ・規定等では定められておらず、役員会の議事録に沿って、表記を見直しました。</p>

		<p>【原則 3-4-1, 3-4-1①, 3-4-3、3-4-3①】 ○「監事の常勤化」という表記より、「常勤監事の必置(化)」という表記の方がよいのではないか。</p> <p><大学の対応> ・ご意見を踏まえ、法人法改正時の文部科学省の資料等を改めて確認し、見直しました。</p>
その他の方法による確認		<p>・その他の方法による確認方法は行っていません。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則 2 - 2 - 1 ~ 原則 2 - 2 - 3 (運営方針会議に関する原則) は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	<p>本学では、本学の設立の趣旨を踏まえ、これまでの実績と強み・特色を活かした更なる発展を期し、豊橋技術科学大学(TUT)全構成員の道標として、基本理念、10の目標からなる「豊橋技術科学大学憲章」を、経営協議会等での審議を経て平成27年3月に策定し、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>この「大学憲章」のもと、平成28年度からの第3期中期目標期間においては、「大学憲章」に掲げる基本理念を達成すべく戦略(挑戦)を掲げた、「TUTプラン」(毎年度改訂)を策定し、公式ウェブサイトにて公表するとともに、第3期の国立大学法人豊橋技術科学大学が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)、中期目標を達成するための中期計画、年度計画を、学内者に事前に意見を求め、経営協議会(3回)及びアドバイザー会議*(1回)の意見を聴き、策定し、認可・届出を経て、公式ウェブサイトにて公表してきました。</p> <p>令和4年度からの第4期中期目標期間においては、学長のリーダーシップのもと「TUTプラン」を進展させ、より長期を見据えた「将来ビジョン」を、経営協議会(2回)、アドバイザー会議*(1回)等において意見を聴いた上で、学長が決定し、公式ウェブサイトにて公表するとともに、第4期の国立大学法人豊橋技術科学大学が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)、中期目標を達成するための中期計画を、学内者に事前に意見を求め、経営協議会(7回)及びアドバイザー会議*(1回)で意見を聴き、策定し、認可を経て、公式ウェブサイトにて公表しています。この「将来ビジョン」及び「中期目標・中期計画」を構成員が共有できるように、全学教職員連絡会で説明するとともに、「将来ビジョン」については、ポスターを作成・掲示し、周知しています。</p> <p>また、「国際戦略」についても、「将来ビジョン」と連動させて、学内関係会議等での審議を経て、学長が決定し、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>さらに、教育研究設備の戦略的整備・運用計画を定めた「教育研究設備マスタープラン」及びより良好な研究・学びの場、さらには脱炭素化に向けた施設・環境整備の指針を掲げた「キャンパスマスタープラン2022」を制定・公表し、「将来ビジョン」、「中期目標・中期計画」、「戦略」等の達成を目指しています。</p> <p>■豊橋技術科学大学大学憲章・将来ビジョン、国際戦略、キャンパスマスタープラン https://www.tut.ac.jp/about/overview/charter/ ■第4期に達成すべき業務運営に関する目標(中期目標) https://www.tut.ac.jp/about/docs/4chuki_moku202204.pdf ■目標を達成するための中期計画(第4期) https://www.tut.ac.jp/about/docs/4chuki_kei202204.pdf ■教育研究設備マスタープラン https://rac.tut.ac.jp/org03/files/facility_master_plan_2025.pdf *アドバイザー会議:本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者で構成し、本法人業務の重要事項について、学長の諮問に応じて助言又は提言を行う会議。 ■国立大学法人豊橋技術科学大学アドバイザー会議規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/18.html</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>本学では、教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、自主的・自律的な質の保証(内部質保証)を高め、絶えず改善・向上及び機能強化を図るため、平成31年3月に定めた「自己点検・評価の基本方針」及び「自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について」により「自己点検・評価情報の公開」を規定し、公式ウェブサイトの「情報公開」のページにおいて、学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価の結果等を公表しています。</p> <p>なお、国立大学法人法の改正により令和4年度から年度計画の文部科学大臣への届け出が廃止され、年度計画に対する業務の実績報告もなくなりましたが、本学では中期計画に対して年度ごとに自己評価し、公表しています。</p> <p>■自己点検・評価の基本方針 https://www.tut.ac.jp/about/docs/kinonhousin.pdf ■自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について https://www.tut.ac.jp/about/docs/kihonhousin-unyou.pdf ■学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価の結果 https://www.tut.ac.jp/about/information.html#anc01-7 ■中期目標・中期計画等及び法人評価について https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/gyomu-jisseki.html#anc01 ■学校教育法第109条第2項の規定に基づく認証評価機関における認証評価等の結果 https://www.tut.ac.jp/about/information.html#anc01-8 ■国立大学法人豊橋技術科学大学 第4期中期計画に係る令和5年度年度進捗状況(自己点検書) https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/2023jikohyokasho.pdf</p>

<p>補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学の経営及び教学運営に係る権限と責任の体制については、「国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則」により、国立大学法人法に定める「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」を、本法人独自の組織として法人の管理運営等に関する重要事項等を検討又は審議する機関として「戦略企画会議」を置き、「国立大学法人豊橋技術科学大学役員会規則」、「同経営協議会規則」、「同教育研究評議会規則」及び「同戦略企画会議規則」により、その権限と責任を明確化しています。また、理事・副学長等の職務は「理事・副学長及び副学長等の職務分掌について」を定め、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/1.html ■国立大学法人豊橋技術科学大学役員会規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/12.html ■国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/13.html ■国立大学法人豊橋技術科学大学教育研究評議会規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/14.html ■国立大学法人豊橋技術科学大学戦略企画会議規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/454.html ■2024年度国立大学法人豊橋技術科学大学理事・副学長及び副学長等の職務分掌について http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/825.html
<p>補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学の総合的な人事方針については、科学技術・イノベーション基本計画、第5次男女共同参画基本法に掲げる成果目標を目指しつつ、数値だけを追うのではなく、各種支援の充実も図った上で雇用計画を立てて取り組むことを基本とした第4期中期計画のもと、適切な年齢・職位構成、女性・若手教員、外国人教員に加え、障がい者・高齢者の雇用促進及び働きやすい環境の整備の推進を掲げ、ダイバーシティを考慮した総合的な人事方針「役員、教職員等の人材を計画的かつ戦略的に確保、配置するための人員配置管理計画、人事計画等策定の基本方針」等を策定し、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>また、上記の基本方針に従い、役員、教職員等の人材を計画的かつ戦略的に確保、配置するための第4期中期計画期間中の人事計画等の取扱い「役員、教職員等の人材確保、総合的、中長期的な人員配置管理、人事計画等策定に関する取扱い」を人事委員会で制定し、若手教員割合及び女性教員割合を定期的に人事委員会で確認する事で必要な施策を講じることが出来る体制を整備しています。</p> <p>その他、令和4年4月に国立大学法人豊橋技術科学大学次世代育成支援行動計画（第7期）、国立大学法人豊橋技術科学大学女性活躍推進行動計画（第3期）を策定し、公式ウェブサイトにて公表しています。同年7月には次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を、令和5年4月には本学の『女性の活躍促進宣言』を愛知県に申請し受理されるとともに、同年10月に職場におけるLGBTQに関する取り組み評価指標「PRIDE指標2023」において、「シルバー認定」を取得し、ダイバーシティに考慮した環境整備を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■役員、教職員等の人材を計画的かつ戦略的に確保、配置するための人員配置管理計画、人事計画等策定の基本方針 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/791.html ■役員、教職員等の人材確保、総合的、中長期的な人員配置管理、人事計画等策定に関する取扱い http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/794.html ■国立大学法人豊橋技術科学大学 第4期中期目標・中期計画（14,15頁、9頁） https://www.tut.ac.jp/about/docs/4tyumokutyukei.pdf ■国立大学法人豊橋技術科学大学 第4期中期計画に係る2023年度進捗状況（自己点検書）（4頁、8頁） https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/2023jikohyokasho.pdf ■国立大学法人豊橋技術科学大学次世代育成支援行動計画（第7期） http://www.equal.tut.ac.jp/mt_files/57e8da1125b547a8acf5f1934c311e909393e7dc.pdf ■国立大学法人豊橋技術科学大学女性活躍推進行動計画（第3期） http://www.equal.tut.ac.jp/mt_files/shien_katsuyaku.pdf ■くるみん認定 http://www.equal.tut.ac.jp/mt_files/b64eb27fa11f1cbb385ecb27aa8e570a95241030.pdf ■PRIDE指標2023「シルバー認定」 https://equal.tut.ac.jp/activity/2023/pride2023.html
<p>補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学の中期的な財務計画については、安定的な財政基盤を確立するため、第4期中期目標期間に係る財務基本方針を策定しています。また、認可された中期計画においては、予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画を示し、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>公的資金の他、産業界等からの外部資金、寄附金等を含めた財務計画、資産運用計画を策定し、財源の多元化の促進、安定的な財政基盤をマネジメントすることとしています。</p>

		<p>令和4年度は、令和5年度の予算(財務)・人事方針を決定するにあたり、今後10年間の見通しをシミュレーションし、令和5年度は、令和4事業年度の決算等の状況及び昨今の物価高騰、人件費高騰等の社会情勢も踏まえつつ、大学の事業を持続・発展させるために予算、収支計画及び資金計画を検証し、学内諸会議において状況を共有しています。令和6年度も、引き続き、変更予算、次年度予算編成に向けて、予算、収支計画及び資金計画を検証しています。</p> <p>また、今後の資金運用計画については、令和5年度末に策定した「第4期中期目標・中期計画期間における資金運用計画(中期資金運用計画)」に基づき、令和6年度の資金運用計画を策定しています。中期資金運用計画は、我が国の金融経済情勢及び金融政策の動向並びに本学の財政状況を見極めながら、毎年度の資金運用策定時に、適宜、見直すこととしています。</p> <p>■中期目標期間中の財務の基本方針 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/zaimukihonhoshin.pdf ■第4期中期計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/4chuki_kei202204.pdf ■第4期中期目標・中期計画期間における資金運用計画 *学内のみ ■令和6年度資金運用計画*学内のみ</p>
<p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学の教育研究の費用及び成果等については、「財務諸表」、「決算報告書」、「事業報告書」、「財務レポート」により、各々を公式ウェブサイトにて公表してきました。</p> <p>「財務レポート」は、財務諸表について、学内における教育・研究に係るコストの見える化を進めるとともに、活動状況や資金の使用状況等を、分かりやすく公表するため過去5年間の推移や他大学財務指標との比較など、図表等を用いて多様なステークホルダーに対し分かりやすくまとめたもので毎事業年度作成してきました。</p> <p>令和3年度に、財務情報と非財務情報を組み合わせ、組織の展望を示す「統合報告書」を、令和4年度からは、「財務レポート」と「統合報告書」を1本化した新たな「統合報告書」を作成し、教育研究の費用・成果を公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>なお、「統合報告書」は、第4期中期計画においても毎年度発行することを掲げています。</p> <p>■財務諸表：https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R05zaimu.pdf ■決算報告書：https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R05kessan.pdf ■事業報告書：https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R05jigyuu.pdf ■統合報告書：https://www.tut.ac.jp/about/overview/tut-togo-report.html →2024年度版作成次第公表予定 ■国立大学法人豊橋技術科学大学 第4期中期計画(9頁) https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/4chuki_kei202204.pdf</p>
<p>補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、令和2年度までに実施してきた法人経営及び教学運営人材の育成方策を整理・包含し、令和3年7月に「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針」(以下「方針」という。)を、役員会の議を経て、学長が決定し、公式ウェブサイトにて公表しています。また、この方針は、情勢に応じて、一部、見直しをしています。</p> <p>現在は、この方針により、法人経営及び教学運営を担い得る人材(以下、「法人経営等人材」という。)を長期的・多角的な視野に立って、計画的に確保・育成していくこととしています。</p> <p>この方針により、経験を積んできた法人経営等人材として期待される教職員を、学長を補佐する特命理事、副学長、学長特別補佐として登用し、法人の管理運営等に関する重点事項等を検討又は審議する「戦略企画会議」の構成員として参画させています。</p> <p>学長を補佐する特命理事は、学内外から登用可能で任期は学長が定める期間、副学長は理事又は教授、学長特別補佐は教授又は特任教授(外部からの登用)で任期は2年とし、学長が特に必要と認められた事業等に関して、重点的に取組む機関の機構、センター、本部等の要職にも就かせています。</p> <p>その他、学長の命を受けて、本学の管理運営に関する重要事項について従事する学長補佐については、教授又は准教授で、任期は2年とし、若手の登用も可能としています。</p> <p>また、国立大学協会等が実施するトップマネジメント研修や、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ等への副学長・学長特別補佐クラスの職員の研修計画を作成し実行しており、令和5年度からは内閣府の科学技術政策フェローへの派遣も実施しています。</p> <p>これらの実現状況については、人事委員会がフォローアップをし、その状況を役員会に報告しています。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/736.html ■国立大学法人豊橋技術科学大学特命理事任命等規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/821.html ■豊橋技術科学大学副学長選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/170.html</p>

		<p>■豊橋技術科学大学学長特別補佐選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/413.html</p> <p>■豊橋技術科学大学学長補佐選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/171.html</p>
<p>原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、「国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則」により、国立大学法人に定める「理事」及び本学独自の「特命理事」、「特任理事」を置くこと、「国立大学法人豊橋技術科学大学理事任命等規程」及び「国立大学法人豊橋技術科学大学特命理事任命規程」等により理事及び特命理事等の基準及び資格を定め、「豊橋技術科学大学学則」により学校教育法に定める「副学長」の他「学長特別補佐」を置くこと、「豊橋技術科学大学副学長選考規程」及び「豊橋技術科学大学学長特別補佐選考規程」により資格を定めるとともに、「理事・副学長及び副学長等の職務分掌について」により職務分掌を定め、公表し、経営及び教学運営を担う人材を適材・適所に、配置しています。</p> <p>本学では、令和2年度までに実施してきた法人経営及び教学運営人材の育成方を整理・包含し、令和3年7月に「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針」（以下「方針」という。）を、役員会の議を経て、学長が決定し、公式ウェブサイトにて公表しています。また、この方針は、情勢に応じて、一部、見直しをしています。</p> <p>現在は、この方針により、法人経営及び教学運営を担い得る人材（以下、「法人経営等人材」という。）を長期的・多角的な視野に立って、計画的に確保・育成していくこととしています。</p> <p>理事の選任にあたっては、外部から積極的に人選することを掲げ、この数年の学外者の理事は、企業経営に精通した人材として、地元商工会議所会頭である民間企業経営者、教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材として、他の総合国立大学の理事経験者、高専校長経験者、財務戦略と大学運営に精通した人材として文部科学省及び他大学の幹部職員を歴任した者を登用・確保してきました。また、当該民間企業経営者を、理事退任後、特別顧問として、引き続き、助言、指導を得られるようにすることで、経営運営(経営改革)、教学運営に携わり経験を積んできた内部人材を理事に登用してきました。</p> <p>これまで学内登用の理事には、副学長や学長特別補佐を経験した、学長を補佐する人材のうちから、学長が任命しており、役員等将来の法人経営等人材として期待される教職員に対して、学長が特に必要と認めた事業等に関して、重点的に取組む機関の機構、センター、本部等（以下「機構等」という。）の構成員として参画させるなどして、国内外の高等教育・学術動向を把握し、本学のミッションや特性を踏まえた戦略の策定・実行の経験を積み、学長を補佐する特命理事、副学長、学長特別補佐に登用し、法人の管理運営等に関する重点事項等を検討又は審議する「戦略企画会議」の構成員として参画させるとともに、機構等の要職にも就かせています。</p> <p>令和6年度には、副理事を見直し、特に現状に照らして特化した重要業務を担当・執行できるように本学独自の特命理事を置き、DX、国際担当として、副学長等経験者を充てるとともに、理事と連携しながら、特定の業務を遂行する本学独自の特任理事も置き、女性技術者活躍推進担当として、女性の高専校長経験者である外部有識者を充てています。</p> <p>これらにより、学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備しています。</p> <p>法人経営及び教学運営を担い得る人材の計画的育成については、国立大学協会等が実施するトップマネジメント研修や、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ等への副学長・学長特別補佐クラスの職員の研修計画を作成し実行しており、令和5年度から内閣府の科学技術政策フェローへの派遣も実施しています。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/1.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学理事任命等規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/169.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学特命理事任命等規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/821.html</p> <p>■豊橋技術科学大学学則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/2.html</p> <p>■豊橋技術科学大学副学長選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/170.html</p> <p>■豊橋技術科学大学学長特別補佐選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/413.html</p> <p>■2024年度国立大学法人豊橋技術科学大学理事・副学長及び副学長等の職務分掌について http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/825.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/736.html</p> <p>■役職員（2024年9月1日現在） https://www.tut.ac.jp/about/organize.html</p>

<p>補充原則 2-2-1①</p> <p>【運営方針会議を設置する法人のみ該当】</p> <p>運営方針委員の選任等に当たっての考え方や選任理由</p>		<p>該当なし</p>
<p>原則 2-3-1</p> <p>役員会の議事録</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、役員会は、計画的かつ十分な検討・討議が行えるよう、原則毎月1回開催する定例会のほか、毎週1回程度行う学長、理事等による打合せにおいて、役員会として審議すべき事項に発展した場合は、当該事項について臨時の役員会として開催しています。また、開催方法についてもメールやオンラインも活用することで、適かつ迅速に学長の意思決定を支え、法人の適正な経営に資する場として機能させています。</p> <p>国立大学法人法に役員会の議を経ることが規定されている事項を「国立大学法人豊橋技術科学大学役員会規則」において、役員会の審議事項として定め、上記のとおり、適かつ迅速な審議を行うとともに、議事概要を公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>なお、令和3年度に「国立大学法人豊橋技術科学大学における会議等の開催方法の特例に関する規則」を定め、対面での会議開催が困難な場合、遠隔会議及び書面審議の開催できることを明文化しています。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学役員会規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/12.html</p> <p>■役員会情報 https://www.tut.ac.jp/about/yakuinkai.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学における会議等の開催方法の特例に関する規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/732.html</p>
<p>原則 2-4-2</p> <p>外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、令和2年度までに実施してきた法人経営及び教学運営人材の育成方を整理・包含し、令和3年7月に「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針」（以下「方針」という。）を、役員会の議を経て、学長が決定し、公式ウェブサイトにて公表しています。この方針には、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保すること、積極的に外部の経験を有する人材を選任すること、どのような観点から外部有識者を求めているかを掲げています。</p> <p>また、令和5年1月に役員、副学長、学長特別補佐等の法人経営等を担う人材の指針を示した「国立大学法人豊橋技術科学大学の役員、教職員等の人材を計画的かつ戦略的に確保、配置するための人員配置管理計画、人事計画等策定の基本方針」を役員会の議を経て、学長が決定し、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>本学の理事は、国立大学法人法の規定により3人で、必ず学外有識者を含んでいます。この数年の理事の学外有識者は、企業経営に精通した人材として、地元商工会議所会頭である民間企業経営者、教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材として、他の総合国立大学の理事経験者、高専校長経験者、財務戦略と大学運営に精通した人材として文部科学省及び他大学の幹部職員を歴任した者を登用してきました。</p> <p>当該民間企業経営者については、理事退任後、特別顧問として置き、引き続き、助言、指導を得られる体制としています。令和6年度には、副理事を見直し、特に現状に照らして特化した重要事項を担当・執行できるように本学独自の特命理事を置き、DX、国際担当として、副学長等経験者を充てるとともに、理事と連携しながら、特定の業務を遂行する本学独自の特任理事も置き、女性技術者活躍推進担当として、女性の高専校長経験者である学外有識者を充て、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保しています。</p> <p>役員、副学長等の登用状況についても、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/736.html</p> <p>■役員、教職員等の人材を計画的かつ戦略的に確保、配置するための人員配置管理計画、人事計画等策定の基本方針 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/791.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則（第5条の2、第7条の2、第13条の2） http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/1.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学特命理事任命等規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/821.html</p> <p>■役職員（2024年9月1日現在） https://www.tut.ac.jp/about/organize.html</p>

<p>補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、経営協議会の学外委員は、本法人の役員又は職員以外のもので大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命しています。学外委員の選任に当たっては、その役割を踏まえて、大学に関し広くかつ高い識見を有する者であって、産業界、教育界、地方自治体、卒業生及び有識者等から人材を求め、本学の経営に対して様々な観点から意見が得られるよう「国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会の学外委員の選考方針」を定め、公式ウェブサイトにて公表しています。令和6年1月には、本選考方針に、ダイバーシティの観点も考慮することを追記しました。</p> <p>現在の学外委員は、令和5年度から継続委員である、本学学生の多数を占める国立高等専門学校を統括する国立高等専門学校機構理事長、設置形態を同じくする長岡技術科学大学理事、高等教育に精通した者（文部行政経験者・元私立大学学長）、本学設置場所の豊橋市の副市長、企業経営に関する知見と地域企業の声を聴くべく商工会議所役員（副会頭・企業社長）、同窓会長（企業役員）に、令和6年度からダイバーシティの観点から地元産業界の女性委員を加え、構成しています。</p> <p>また、学外委員がその役割を十分に果たせるよう「国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会における運営方法の工夫」を定め、多くの委員に出席いただくため予め翌年度の開催日程を複数候補日の提示、会議開催日の一定期日前に資料の送付（資料に、審議ポイントを明らかにしたメモを併せて添付）、学外委員への事前説明等により、会議当日に十分な審議時間を確保するとともに、経営協議会審議事項に加え、その他本学が抱える課題などを（例えば、財産処分、申請プログラムに対するアドバイスが得られるよう）可能な限り意見交換事項を設定して、本学に期待する事項を把握できるよう工夫を行っています。併せて、会議の運営にあたっては、「国立大学法人豊橋技術科学大学における会議等の開催方法の特例に関する規則」を定め、対面での会議開催が困難な場合、遠隔会議及び書面審議ができるよう工夫を行っています。</p> <p>双方とも、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/13.html</p> <p>■経営協議会委員 https://www.tut.ac.jp/about/keieikyougikai.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会の学外委員の選考方針 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/737.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会における運営方法の工夫 https://www.tut.ac.jp/about/docs/b18522cbd3c9bd212de607f0c2487befee943116.pdf</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学における会議等の開催方法の特例に関する規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/732.html</p>
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長選考に当たっては、以下のとおり「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程」第6条及び「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考基準」により選考基準等を定め、この基準を踏まえ、「同学長選考等規程」第7条～第14条に基づき、学長監察・選考会議が学長候補者を選考、決定しています。</p> <p>学長候補者になるべき能力を有すると思われる者（学長候補適任者）の選出にあたっては、意見聴取有資格者（学長、副学長、教授）から事前に学長候補適任者の推薦について学内外を問わず意見を聴取し、その意見聴取を参考に、3名以内の学長候補適任者を選出（うち1名については、意見聴取とは別に学長選考・監察会議が加えることができること）し、学長選考・監察会議が主体的な選考を行っています。</p> <p>選出した学長候補適任者に対し、学内に意向調査を実施しますが、学長候補者の決定に当たっては、意向調査の結果を、あくまで「参考」に留め、学長選考・監察会議が主体的に決定しています。</p> <p>なお、再任の審査における学長候補者の再任の可否の決定にあたっては、学長選考・監察会議が、意向調査の実施の有無を判断しています。</p> <p>学長選考に当たっての選考基準、選考結果や選考過程等は、「学長選考・監察会議に関する公表事項」により、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>*学長選考等規程第6条（選考の基準等）</p> <p>第6条 学長候補者は、次の各号に該当する者で、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、豊橋技術科学大学（以下「本学」という。）における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。</p> <p>(1) 本法人の自主性、自律性を尊重し、社会に対して本学の存在感を示すことができる者</p> <p>(2) 本法人の将来を見通し、リーダーシップを発揮できる者</p> <p>(3) 管理運営、教育研究及び社会貢献に関する見識を有する者</p> <p>2 学長選考・監察会議は、選考の基準について、前項に規定する事項に係る具体的な事項を別に定めるものとする。</p>

	<p>* 国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考基準</p> <p>【資質・能力】</p> <p>国立大学法人豊橋技術科学大学(以下「本法人」という。))における大学憲章を尊重し、その達成・実現に対する強い意欲とともに、以下の資質・能力を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本法人における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者 2. 本法人の自主性、自律性を尊重し、社会に対して本学存在感を示すことができる者 3. 本法人の将来を見通し、リーダーシップを発揮できる者 4. 管理運営、教育研究、社会貢献及び国際化に関する見識を有する者 <p>* 学長選考等規程第7条(学長候補者の選考)</p> <p>第7条 学長選考・監察会議は、学長候補者になるべき能力を有すると思われる者(以下「学長候補適任者」という。)を選出し、その学長候補適任者について、第12条に規定する意向調査対象者に対して意向調査を行った上で、学長候補者を選出するものとする。</p> <p>* 学長選考等規程第14条(学長候補者の決定)</p> <p>第14条 学長選考・監察会議は、意向調査の結果を参考に、学長候補者を決定するものとする。</p> <p>■ 国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程(第6条～第14条、第16条)</p> <p>http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/167.html</p> <p>■ 国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考基準</p> <p>http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/662.html</p> <p>■ 「学長選考・監察会議」に係る公表事項</p> <p>https://www.tut.ac.jp/about/gakucyosenko.html</p>
<p>補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	<p>学長の任期、再任については、以下のとおり「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程」第3条、第4条及び第5条に基づき、学長が中期目標・中期計画期間の業務を計画し、遂行していく上で、中期目標・中期計画の開始の2年前が始点となるよう、学長の任期(再任含む)を定め、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>(学長の任期)</p> <p>第3条 学長の任期は、本法人の運営における中期目標及び中期計画の重要性に鑑み、その策定及び実施の期間を踏まえるものとする。</p> <p>2 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は、2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。</p> <p>(学長が4年の任期満了後に再任されない場合の次の学長の任期)</p> <p>第4条 前条第2項に規定する4年の任期満了後に当該学長が再任されない場合における次の学長の任期は、2年とする。</p> <p>2 前項の2年の任期満了後における次の学長の任期は、前条第2項による。</p> <p>3 第1項の2年の任期を満了した学長は、引き続き前項の任期に就任することができる。この場合、第1項の就任以後、引き続き8年を超えて在任することはできない。</p> <p>(学長が欠員となった場合の後任の学長の任期)</p> <p>第5条 学長が任期満了の前に欠員となったときの後任者の任期は、第3条を踏まえ、学長選考会議が別に定める。</p> <p>■ 国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程</p> <p>http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/167.html</p> <p>■ 国立大学法人豊橋技術科学大学学長が欠員となった場合の後任の学長の任期等に関する取扱いについて http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/661.html</p>
<p>原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>	<p>学長の解任については、以下のとおり「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程」第17条、第18条及び第19条に基づき、解任の手続き等を定め、公表しています。</p> <p>なお、学長の業務執行状況については、「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考・監察会議規則」第4条第2項及び「国立大学法人豊橋技術科学大学学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱いについて」により確認及び評価を行っています。</p> <p>(解任の手続き)</p> <p>第17条 学長選考・監察会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長たるに適しないと認めるときは、文部科学大臣に学長の解任を申出るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反があるとき。 <p>2 学長選考・監察会議は、学長の職務の執行が適当でないため本法人の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき、文部科学大臣に学長の解任を申出るものとする。</p> <p>3 学長選考・監察会議は、国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則(平成16年4月1日通則第1号)第8条の2に規定する報告を受けたとき、又は学長が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。</p>

		<p>(その他の学長解任の手続き)</p> <p>第18条 学長選考・監察会議は、教授会から教育研究に関する事項について、前条第1項又は第2項に該当する意見が出されたときは、この意見を確認するものとする。</p> <p>2 学長選考・監察会議は、前項の確認の結果、前条第1項又は第2項のいずれかに該当するときは、文部科学大臣に学長の解任を申出るものとする。</p> <p>(解任に係る意向調査)</p> <p>第19条 学長選考・監察会議は、文部科学大臣への学長の解任の申出を決定する前に、その是非について、意向調査対象者に解任に係る意向調査を行うことができるものとする。</p> <p>2 前項に規定する意向調査の方法は、第12条の規定を準用するものとする。</p> <p>3 解任に係る意向調査は、不在者投票を認めるものとする。ただし、代理投票は認めない。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/167.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考・監察会議規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/11.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱いについて http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/663.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/1.html</p>
<p>補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長の業務執行状況等については、「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考・監察会議規則」第4条第2項及び「国立大学法人豊橋技術科学大学学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱いについて」により、学長の業務執行状況の確認（毎年度1回）及び業績評価（学長就任から任期満了までの期間）を行い、学長選考・監察会議議長より業務執行状況の確認及び業績評価の結果を学長に通知し、事実誤認の確認期間を経た後、当該結果を公式ウェブサイトの「学長選考・監察会議」に係る公表事項にて、公表しています。</p> <p>なお、任期満了前の令和6年5月に急逝した学長の業務執行状況の確認及び業績評価も行き、公表しています。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考・監察会議規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/11.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱いについて http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/663.html</p> <p>■学長の業務執行状況の確認結果及び業績評価結果の通知並びに公表に関する取扱い http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/673.html</p> <p>■「学長選考・監察会議」に係る公表事項 https://www.tut.ac.jp/about/gakucyosenko.html</p>
<p>原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長選考・監察会議の委員は、「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考・監察会議規則」第2条第1号により、経営協議会学外委員の中から5名を、また、同第2条第2号により、教育研究評議会評議員（学長を除く。）の中から5名を選出することを規定しています。</p> <p>経営協議会学外委員は、経営協議会の学外委員の選考方針により選考され、大学に関する広く高い見識を有しており、全員が学長選考・監察会議委員として役割を担うことができます。令和6年度第1回経営協議会において、学長選考・監察会議委員について審議が行われ、学外委員7名の中から、委員の継続性、経験等を踏まえ、昨年度まで学長選考・監察会議委員であった5名を互選により選出しました。</p> <p>また、教育研究評議会評議員は、教育研究、社会貢献等において、高い知見と見識を有しており、委員となれない学長を除き、全員が学長選考・監察会議委員として役割を担うことができます。令和6年度第1回教育研究評議会において、選出方法は投票による互選とすることとし、令和6年度第2回教育研究評議会にて投票を行い、5名を選出しました。（理事・副学長、理事・事務局長及び特命理事・副学長各1名、副学長2名）。</p> <p>なお、任期満了前の令和6年5月に学長が急逝したことに伴い、後任の学長候補者を選考するにあたり、教育研究評議会から選出された1名の委員が、学長候補者適任者の候補者となり、委員に欠員が生じたため、令和6年度第6回教育研究評議会において審議の上、第2回教育研究評議会にて実施された無記名投票において次点者の学内委員候補を、新たに学長選考・監察会議学内委員としました。（部局長（系長））</p> <p>学長選考・監察委員の選任方法、理由は、公式ウェブサイトの「学長選考・監察会議」に係る公表事項にて、公表しています。</p>

		<p>■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考・監察会議規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/11.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会の学外委員の選考方針 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/737.html</p> <p>■令和6年度第1回経営協議会議事概要 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/keiei_01_240530.pdf</p> <p>■令和6年度第1回教育研究評議会議事概要 https://www.tut.ac.jp/about/kyouikekennkyuhyougikai.html</p> <p>■令和6年度第2回教育研究評議会議事概要 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/kyo_gaiyou_202402.pdf</p> <p>■令和6年度第6回教育研究評議会議事概要 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/kyo_gaiyou_202406.pdf</p> <p>■「学長選考・監察会議」に係る公表事項 https://www.tut.ac.jp/about/gakucyosenko.html</p>
<p>原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学は工科系単科大学であり、学長のもと3理事体制により、教育と経営の一体的な運営の最終責任者として強いリーダーシップを発揮することができる体制を維持できており、大学総括理事は設置していません。</p> <p>なお、令和6年5月の学長急逝にあつては、速やかに役員会の審議を経て、学長代行の任に就く理事を決定し、他の理事及び副学長等執行部が一致団結し、大学運営における意思決定その他業務の継続性等に支障をきたすことが無いよう対応しています。</p>
<p>基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、内部統制システムに係る持続的な活動を通じて、役職員が内部統制システムの維持・向上と事業に関わる法令等を遵守し、業務の公正を確保するとともに、効率性・有効性を高めるため「国立大学法人豊橋技術科学大学内部統制システムに関する基本方針」を定め、その上で、内部統制推進のための体制整備として「内部統制推進体制等の取扱い」を定め、不断の見直しを図るとともに、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>また、文部科学大臣認可の「国立大学法人豊橋技術科学大学業務方法書」第2条に「役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めること」及び第3条第1項～第3項に「内部統制システムに関する事務を統括する役職員その他の内部統制システムの整備推進体制について決定すること」、「体制に基づきモニタリングを行うために必要な規程を整備すること」、「内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われることを確保すること」を規定するなど、本業務方法書に内部統制に関する基本事項を定め、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>なお、引き続き、「内部統制推進体制等の取扱い」に規定する内部統制推進体制及び内部統制に関するモニタリング等の状況について検証し必要に応じて見直すとともに、業務方法書に規定する内部統制の実施状況について検証を行うこととしています。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学内部統制システムに関する基本方針 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/433.html</p> <p>■内部統制推進体制等の取扱いについて http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/434.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学業務方法書 https://www.tut.ac.jp/about/docs/gyomuhouhousho0403.pdf</p>
<p>原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、本学の理念と目標を定めた「豊橋技術科学大学憲章」において、【情報公開・情報発信の目標】として、積極的に情報公開、情報発信を行い、社会への説明責任を果たすことを掲げています。</p> <p>法令に基づく適切な情報公開として、国立大学法人法に基づく公表事項、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に基づく情報及び学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育研究活動等の状況等を公式ウェブサイトに掲載しています。また、法人経営について、多様な財源に支えられた大学として、財務に関して、過去5年間の推移や他大学財務指標との比較などを交え、多様なステークホルダーに対し分かりやすくまとめた「財務レポート」を毎年度作成し、公式ウェブサイトの情報公開ページに掲載してきました。</p> <p>令和3年度に、財務情報と非財務情報を組み合わせ、組織の展望を示す「統合報告書」を、令和4年度からは「財務レポート」と「統合報告書」を1本化した新たな「統合報告書」を作成し、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>なお、「統合報告書」は、第4期中期計画においても毎年度発行することを掲げています。</p>

		<p>法人情報、大学情報については、公式ウェブサイト、各種刊行物、SNSの他、プレスリリース（定例記者会見含む）、FMラジオ番組、オープンキャンパス等、多様なツールを活用して積極的に発信するとともに、豊橋駅前に設置している「サテライト・オフィス」を活用して地域に教育研究情報、地域交流情報、リカレント教育情報、産学連携情報等を発信しています。</p> <p>■豊橋技術科学大学憲章 https://www.tut.ac.jp/about/docs/tut_charter_1.pdf</p> <p>■情報公開 https://www.tut.ac.jp/about/information.html</p> <p>■財務レポート https://www.tut.ac.jp/about/docs/2021zaimu.pdf</p> <p>■統合報告書 https://www.tut.ac.jp/about/overview/tut-togo-report.html →2024年度版作成次第公表予定</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学 第4期中期計画(9頁) https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/4chuki_kei202204.pdf</p> <p>■Facebook https://www.facebook.com/toyohashi.tech/</p> <p>■X https://x.com/toyohashi_tech</p> <p>■FMラジオ広報「天伯之城 ギカダイ」 https://www.tut.ac.jp/castle.html</p>
<p>補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、本学の理念と目標を定めた「豊橋技術科学大学憲章」において、【情報公開・情報発信の目標】として、「積極的に情報公開、情報発信を行い、社会への説明責任を果たすこと」を掲げています。</p> <p>最新情報は公式ウェブサイト、定例記者会見等で発信するとともに、上記原則4-1に記載したとおり、法人情報、大学情報については、公式ウェブサイト、各種刊行物、SNSの他、プレスリリース（定例記者会見含む）、FMラジオ番組、オープンキャンパス等、多様なツールを活用して積極的に発信しています。</p> <p>令和3年度にスマートフォンによる閲覧を考慮し、公式ウェブサイトをリニューアルしました。リニューアル前と同様にトップページのバナーに、「受験生・高専の方」「保護者の方」等を、また「訪問者別メニュー」を設け「受験生・高専の方」「学内の方」「企業・研究者の方」「卒業生の方」「保護者の方」「地域の方」とステークホルダー毎に分け、読み手が迷うこと無く、適切な情報を即座に入手できるよう配慮しています。</p> <p>大学概要、高校生向けパンフレット、高専生向けパンフレット、研究シーズ集等の刊行物の電子化を進め、公式ウェブサイトにて一覧形式にて掲載し、情報へのアクセスがより容易になるようにしています。</p> <p>また、令和3年度に財務情報と非財務情報を組み合わせ、組織の展望を示す「統合報告書」を、令和4年度からは「財務レポート」と「統合報告書」を1本化した新たな「統合報告書」を作成し、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>なお、「統合報告書」は、第4期中期計画においても毎年度発行することを掲げています。</p> <p>■豊橋技術科学大学憲章 https://www.tut.ac.jp/about/docs/tut_charter_1.pdf</p> <p>■公式ウェブサイトのトップページ https://www.tut.ac.jp/index.html</p> <p>■本学の主な刊行物 https://www.tut.ac.jp/about/books.html</p> <p>■統合報告書 https://www.tut.ac.jp/about/overview/tut-togo-report.html →2024年度版作成次第公表予定</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学 第4期中期計画(9頁) https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/4chuki_kei202204.pdf</p>
<p>補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、学生がどのような教育成果を享受できたのかを示す情報として、次の情報を公式ウェブサイト等に掲載し、公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生が大学で身につけることができる能力とその根拠 <p>どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針である「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）と連動して、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）を策定し・公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の満足度 <p>毎年度卒業・修了予定者向けに「アンケート（卒業生調査）」を実施し、集計結果を公表しています。また、毎年度「授業評価アンケート」を実施し、集計結果を公表しています。</p> <p>学生の満足度に係る調査結果等は随時更新・項目を追加していきます。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・学生の進路状況 学部卒業生及び大学院（博士前期課程，博士後期課程）修了者の主な就職先や産業分類別就職状況について公表しています。 2022年度に実施した卒業生・修了生・就職先企業アンケート及び連動して卒業・修了予定者アンケートの調査分析結果を公表しています。 教育成果の公表全体の記載項目の充実化に向けて，教育戦略本部等において引き続き検討していくこととしています。 ■「学校教育法施行規則第172条の2に基づき公表すべき教育研究活動等の状況」 https://www.tut.ac.jp/about/education-info.html ■ポリシー https://www.tut.ac.jp/university/policy.html ■学生の満足度調査 卒業・修了予定者アンケート結果，卒業生・修了生・就職先企業アンケート結果及び学生向け遠隔授業アンケート結果 https://www.tut.ac.jp/university/survey-results.html *2023年度卒業・修了予定者アンケートは9月までに公表します。 2023年度授業評価アンケート実施結果 https://www.tut.ac.jp/university/assess.html ■卒業・修了者の進路状況 https://www.tut.ac.jp/student/career/ ■卒業・修了者の就職状況（産業分類別・職業分類別） https://www.tut.ac.jp/student/career/ ■卒業・修了者の就職先（採用2名以上の就職先） https://www.tut.ac.jp/student/career/
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>	<p>更新あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.tut.ac.jp/about/information.html#anc01 ○組織に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> イ. 目的、業務の概要及び国の施策との関係 <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念等 https://www.tut.ac.jp/about/summary.html ・大学憲章等 https://www.tut.ac.jp/about/overview/charter/ ・業務の概要 https://www.tut.ac.jp/about/docs/gyoumugaiyou.pdf ・国立大学法人豊橋技術科学大学業務方法書 https://www.tut.ac.jp/about/docs/gyomuhouhoucho0403.pdf ・国立大学法人豊橋技術科学大学の中期目標・中期計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_moku280301.pdf https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_kei_henkou290329.pdf https://www.tut.ac.jp/about/docs/4chuki_moku202204.pdf https://www.tut.ac.jp/about/docs/4chuki_kei202204.pdf ロ. 組織の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・役職員（役員の氏名，役職，任期及び経歴含む。） https://www.tut.ac.jp/about/organize.html#anc02 ・役職員数（役員及び職員数） https://www.tut.ac.jp/about/organize.html#anc06 ・組織図 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/2024soshikizu.pdf ハ. 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準並びに職員に対する報酬及び退職手当の支給基準 <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人豊橋技術科学大学役員給与規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/140.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学役員退職手当規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/141.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/106.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学職員給与規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/142.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学年俸制適用職員給与規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/425.html

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学新年俸制適用職員給与規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/678.html ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学職員退職手当規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/163.html ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学再雇用職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/107.html ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学契約職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/108.html ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学パートタイム職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/109.html ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学特定職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/410.html ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学の役職員の報酬・給与等について https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/kyuyo-kohyoR5.pdf
		<p>○業務に関する情報</p> <p>イ. 事業報告書, 業務報告書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学の事業報告書 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R05jigyoyou.pdf ・ 第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書 https://www.tut.ac.jp/about/docs/R01hokoku.pdf https://www.tut.ac.jp/about/docs/jisseki3end.pdf ・ 第3期中期目標の達成状況報告書 https://www.tut.ac.jp/about/docs/tassei3.pdf https://www.tut.ac.jp/about/docs/tassei3end.pdf <p>ロ. 業務に対する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学の中期計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_kei_henkou290329.pdf https://www.tut.ac.jp/about/docs/4chuki_kei202204.pdf ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学の年度計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/R03nendokeikaku.pdf <p>ハ. 契約に関する定め</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学業務方法書 (第30条) https://www.tut.ac.jp/about/docs/gyomuhouhousho0403.pdf ・ 国立大学法人豊橋技術科学大会計規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/316.html ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学契約事務細則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/333.html ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学政府調達事務取扱細則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/355.html <p>ニ. 法令の規定により使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学における授業料等に関する規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/361.html ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学情報公開取扱要項 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/94.html ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学個人情報開示請求等に関する取扱要項 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/97.html <p>○財務に関する情報</p> <p>https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/finance.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5事業年度の財務諸表について https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R05gaiyou.pdf ・ 令和5業年度財務諸表等 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R05zaimu.pdf ・ 令和5事業年度決算報告書 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R05kessan.pdf ・ 令和5事業年度事業報告書 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/R05jigyoyou.pdf <p>○評価・監査に関する情報</p> <p>https://www.tut.ac.jp/about/information.html#anc01-5</p>

		<p>イ 第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果 https://www.tut.ac.jp/about/docs/28-01hyokakekka.pdf https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/1_3hyokakekka.pdf</p> <p>ロ 行政機関が行う政策評価の結果のうち本学に関する部分（該当なし）</p> <p>ハ 総務省による各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視結果のうち本学に関する部分（該当なし）</p> <p>ニ 監事の意見 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/kansa.html#anc01</p> <p>ホ 監査法人の監査結果 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/kansa.html#anc02</p> <p>ヘ 会計検査院の検査報告のうち本学に関する部分（該当なし）</p> <p>○本法人の出資又は拠出に係る法人等に関する基礎的な情報（該当なし）</p>
		<p>■学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価の結果 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/jikohyouka.html</p> <p>■学校教育法第109条第2項の規定に基づく認証評価機関における認証評価等の結果 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/daigakuhyouka1.html</p> <p>■学部等の設置に関する情報（設置計画、履行状況等） https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/setti.html</p> <p>■学校教育法施行規則第172条の2規定に基づいて、公表すべき教育研究活動等の状況 https://www.tut.ac.jp/about/education-info.html</p> <p>■大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書 https://www.tut.ac.jp/student/support/docs/shinseisyo2024.pdf</p> <p>■理事の任命及び解任 https://www.tut.ac.jp/about/ninmeikainin.html</p> <p>■役員に就いている退職公務員等の状況 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/yakuintaisyoku_r51001.pdf</p> <p>■国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/governance-code.html</p> <p>■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく情報の公表 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/kyosei/kyosei2024.pdf</p> <p>■調達情報 https://www.tut.ac.jp/about/procurement/index.html</p> <p>■情報公開関係情報（法人文書の開示請求） https://www.tut.ac.jp/about/jouhoukukai.html</p> <p>■個人情報保護関係情報 https://www.tut.ac.jp/about/kojinjyoho.html</p> <p>■次世代育成支援対策推進法第12条第5項に基づく公表 ・次世代育成推進計画 https://equal.tut.ac.jp/mt_files/57e8da1125b547a8acf5f1934c311e909393e7dc.pdf</p> <p>■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第5項に基づく公表 ・女性活躍推進行動計画 https://equal.tut.ac.jp/mt_files/shien_katsuyaku.pdf</p> <p>■大学の教員等の任期に関する法律第5条に基づく公表 ・国立大学法人豊橋技術科学大学教員の任期に関する規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/176.html</p> <p>■動物実験に関する情報 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/animal.html</p> <p>■障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/453.html</p> <p>■環境報告書 https://www.tut.ac.jp/about/disclosure/docs/environment_report.pdf</p>